

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立元八王子中学校

校長名 山口 徹 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法及び教育基本法の精神を基調とし、人権尊重の精神に富み、郷土を愛するとともに、国際社会の変化に対応できる確かな学力と豊かな人間性、社会性をそなえ、たくましく生きる生徒の育成を図る。

- ◎ 学ぶ心 【知】
- 自主の心 【徳】
- 思いやりの心 【徳】

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 学ぶ心をもつ生徒を育成するために

- ① 3つの資質・能力の柱である「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」をバランスよく育成するために、主体的・対話的で深い学びを通して、よりよく生きる力や確かな学力の育成を図る。
- ② 持続可能な社会の創り手の育成をめざし、教科横断的な学習や体験学習、問題解決的な学習などを通して、習得した知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- ③ 習熟度別少人数指導や1人1台の学習用端末の活用を通して、個別最適な学びを充実させ、基礎的・基本的な知識及び技能の着実な習得を図る。
- ④ 面談等を通じて、個々の状況を的確に把握し、学習用端末を活用して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた必要な支援や学習サポートを行い、多様な教育機会を確保する。

イ 自主の心をもつ生徒を育成するために

- ① 他者との協働の中で自主性や主体性を身に付けさせるとともに、最後まで自分の役割を、責任をもってやり抜く力を身に付けさせる。
- ② 生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るために、学校教育活動全体を通して健やかな体を育成する。
- ③ 面談等を通じて、一人ひとりの支援ニーズを的確に把握し、組織的に対応するとともに、最適な相談・指導につなげ、専門機関と連携を図りながら、社会的自立をめざし、自らの進路について主体的に考えさせる。

ウ 思いやりの心をもつ生徒を育成するために

- ① 互いを思いやる心や感謝の心を育成するとともに、社会をよりよく生きるために、自制心や豊かな心を育成する。また、地域の行事へ積極的に参加し、地域の一員としての自覚を高め、地域社会に貢献する心を育てる。
- ② 人権の意義や重要性についての正しい知識を身に付け、人権への配慮が実際の行動や態度に表れる人権感覚を育成するとともに、個性を認め合い、安心して豊かな学校生活を送れるように、いじめを許さない心の醸成を図る。
- ③ 共生社会の実現に向けて、特別支援学級との交流や副籍交流等を通して、共に学び、互いに尊重し合う心の醸成を図る。

エ 小中一貫教育を充実させるために【元八王子中学校グループ（元八王子小、式分方小）】

- ① 『社会的自立』を共通目標とし、全ての子どもたちに知・徳・体をバランスよく育成することで、次代を生き抜く資質・能力を確実に身に付ける。
 - 生涯にわたって学び続けるための基礎的な学力や自ら考え行動できる力をもった生徒
 - 豊かな社会性や人間性、自己肯定感、自己有用感のある生徒
 - 次代をたくましく生きるために、健康で体力がある生徒

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 八王子市学力定着度調査やはちおうじっ子ミニマムの結果等を、元八王子中学校グループの『学力定着プロジェクトチーム』を中心に分析し、児童・生徒のつまずきの共有と対応策の検討をするとともに、これまでの取組の成果を確認し、教員のさらなる授業力の向上を図る。
- ② 数学科や外国語科(英語)における習熟度別少人数指導や学習用端末を活用したドリル学習などを通して、多様な教育機会を確保し、基礎的・基本的な学力向上を図る。
- ③ 持続可能な社会の創り手を育成するために、言語活動や問題解決的な学習、教科横断的な学習、体験学習、他者との協働的な学習を通して、主体的・対話的で深い学びを充実させることで、生徒の思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、学ぶ楽しさや意義を見出させる。
- ④ ICTの利点を活かし、視覚的に分かりやすい授業を行うとともに、1人1台の学習用端末を活用し、協働的な活動の中で、過程や結果を共有させることで、新たな気付きへとつなげ、主体的に学ぼうとする姿勢を育成する。また、各教科において、学習用端末を活用したドリル型学習コンテンツを家庭学習にも導入し、家庭学習の習慣化を図る。
- ⑤ 全国・都の体力テストの結果を分析、活用し、保健体育科の授業や体育的行事の質を高め、運動量を確保するための指導内容・指導方法の工夫・改善を図る。さらに体力向上の「一校一取組」は、保健体育科の授業において筋力・持久力トレーニングに取り組む。
- ⑥ 各教科で学力定着度調査等や定期考査の結果、授業評価アンケート等を分析するとともに、個別最適な学習や協働的な学びをテーマとしたICTの効果的な活用についての校内研修を行うことで、教員の授業力の向上を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① これからの変化の激しい困難な社会の中で、地球規模の課題を「持続可能な社会」という視点から捉え、探究的な学びを通して、共生社会の実現に向けて、主体的・協働的に取り組み、行動できる資質や能力を育成する。
- ② 全学年で郷土学習に取り組み、日本遺産や八王子の伝統芸能に触れ、文化を学ぶことを通して、地域への理解を深め、郷土を愛する心を育成する。
- ③ グループワークや発表活動等、生徒同士の意見交換の機会を多く設定し、自らの考えをまとめ、提案を伝える能力の育成や、他者の考え方を理解し、自ら考えを広め、深めようとする態度を養う。

ウ 特別活動

- ① 学校行事・集団宿泊的行事の企画・立案から評価に至るまでの活動を生徒に主体的に取り組ませることにより、他者との関わりの中でよりよく課題を解決していこうとする態度を育成する。
- ② 年間を通じて、計画的に生徒会活動や委員会活動の機会を設け、自主的、実践的な態度の育成を推進し、自治的能力を育成する。
- ③ 学校行事、生徒会活動、学級活動において、社会におけるルール・マナーを身に付けさせるとともに、望ましい人間関係の形成を図る。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

ア 「特別の教科 道徳」において、主たる教材である教科書や東京都道徳教育教材集を活用し、答えが一つではない道徳的な課題を生徒一人ひとりが自分自身の問題と捉え、問題解決的な学習やロールプレイングなど体験的な学習を取り入れ、多様な指導方法を使って、「考える道徳」「議論する道徳」となるような授業を展開する。

イ 道徳教育全体計画及び別葉を基に、「特別の教科 道徳」を中心に、教育活動全体を通して、心情や実践力を育てるために、それぞれの教科と関連付けながら、情報モラルやいじめを許さない心、命を大切にす心の涵養を育み、人権教育を推進する。また、道徳教育の指導の重点として、互いを思いやる心や感謝の心の醸成を図る。道徳授業地区公開講座では、思いやりの心をテーマとし、授業を行う。さらに、講演会を通して、学校と家庭、地域が一体となって思いやりの心の育成について協議する。

(3) キャリア教育

ア 小中連携で「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、自己の成長を振り返るとともに、系統的なキャリア教育を推進することで、生徒の自己理解を深めさせ、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力を育成する。

イ ハローワーク等の地域の人材や施設を活用した職業講話や、職場体験等の活動の中で、勤労観・職業観の育成を通して、自らの生き方を考えさせる。

(4) 特別支援教育

- ア 生徒の困り感を解決するために、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援委員会を週一回開催する。その中で、情報を共有し、学校生活支援シートや個別指導計画を基に、生徒の実態を的確に把握し、一人ひとりの支援ニーズに合った指導法の工夫等の具体的な手だてを検討する。
- イ 教育活動全体を通して、特別支援学級と通常学級の生徒が共に活動する機会を設け、互いの個性を認め合う心を育成する。また、学校全体で都立特別支援学校等と密に連携し、行事の参観等を通して、副籍交流を充実させる。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 学校生活のきまりを生徒とともに見直し、基本的な生活習慣の大切さを理解させることで、自制心を養う。また、全校生徒対象のセーフティ教室(7月実施)を通して、情報モラルについて学び、情報機器の正しい利用方法を身に付ける。
- ② 生徒主体のあいさつ運動を通して、生徒同士の円滑な人間関係の形成を図る。また、小学校と連携し、元八王子中学校グループのあいさつ運動を実施し、中学生としての自覚をもたせる。
- ③ 生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、各教科等において、「生命(いのち)の安全教育」を具体的な事例等を用いて指導する。

イ いじめ防止等の取組

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に則り、人権教育に重点を置き、いじめの未然防止、早期発見のために、いじめアンケートを6月、11月、2月に実施する。また、ふれあい月間として、7月、11月、12月に二者・三者面談を実施する。
- ② 学校いじめ対策委員会を週1回以上実施し、いじめの疑いがあるケースについても情報を共有し、対応策を検討する。緊急性の高い場合は、臨時に学校いじめ対策委員会を開催し対応する。また、毎週1時間、いじめ対応のための時間を設け、気になる生徒との面談、教員間での生徒の情報共有を行い、いじめを未然に防ぎ、早期に対応する。さらに、全学年において、いじめ防止に関する授業を年3回以上実施(第1学年対象にいじめ防止プログラムを実施)する。
- ③ メディアリテラシー教育や生徒会を中心に作成するSNS学校ルールを通して、SNS上でのいじめの防止に努める。
- ④ 全学年で、SOSの出し方に関する教育を実施し、信頼できる大人に助けを求められるようにする。
- ⑤ 自他の命の大切さへの理解を深めるために、「赤ちゃんふれあい事業」「がん教育」を実施する。また、6月の「八王子市いのちの大切さを共に考える日」に、生命の尊さに関する授業を行う。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 不登校傾向等の生徒への支援を学年だけでなく、不登校対応巡回教員、校内別室指導支援員と連携し、学校として対応できるようにする。その際、個票システムを活用し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとも連携する。さらにWeb会議ツールを活用した授業のオンライン配信や学習サポート、面談等を実施する。また、学校行事や授業の発表会等を、オンラインやオンデマンド等を活用して配信し、学校への所属感を高める。
- ② 元八王子中学校グループ内の『特別支援プロジェクトチーム』を中心に、生徒が安心して登校できるように細かく情報共有をし、支援ニーズを把握するとともに、生徒の社会的自立に向けた支援を行う。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組 元八王子中学校グループ(元八王子小・貳分方小)

- (取組①) 児童会と生徒会の交流や各学校行事での交流等を通して、児童・生徒にとって、義務教育9年間の切れ目のない教育活動となるようにする。
- (取組②) 児童生徒の確実な学力定着を図るために、『学力定着プロジェクトチーム』を中心に、相互授業参観やICT活用における校内研修等の相互参観を行い、指導の工夫等を共有する。また、国語科と算数・数学科において、小中共通の『家庭学習スタンダード』を作成し、家庭学習のさらなる定着を図る。
- (取組③) 『特別支援プロジェクトチーム』を設置し、児童・生徒の情報共有を定期的に行い、切れ目のない9年間を意識した支援や指導について検討する。また、特別支援教育に関する校内研修の相互参加を行う。
- (取組④) 地域で行われる清掃活動について、児童会や生徒会を中心に参加を呼び掛ける。

イ 学力向上の取組

- ① 言語能力や資料を読み取る力などの読解力を育成するために、朝読書を毎日10分間実施する。
- ② 基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて、『はちおうじっ子ミニマム』の結果を分析し、その結果を授業改善に活用する。また、その結果に応じて、月2回程度実施する放課後の補習教室への参加を積極的に促す。

ウ その他

- ① 3つの資質・能力の育成のために、学習用端末の学習支援ツールの特性を理解し、使用場面の目的に応じて、ソフトを選択したり、組み合わせたりすることができるような授業を展開する。
- ② 「八王子市の部活動改革」の方針に則り、部活動の在り方を見直しながら、再編を行う。また、地域と連携した活動の充実を図るために、はちビバ(子ども・若者育成支援センター)や青少年対策地区委員会等との連携した情報発信を行う。
- ③ 「元八王子中学校2020ガシー」では、ポッチャ体験を行う。
- ④ 地域の一員としての自覚を高めるために、生徒会を中心に、地域で行われる清掃活動等への参加の呼びかけを行い、通知表等を通して、生徒の活動への取組を評価する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	22	20	19	2	20	22	19	20	18	18	18	214
2	18	22	20	19	2	20	22	19	20	18	18	18	216
3	18	22	20	19	2	21	22	19	20	18	18	15	214
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都民の日（10月1日）を授業日とする。 ・ 第1学年は、入学式が4月9日（水）のため2日減。 ・ 第3学年は、修学旅行（9月6日（土））のため1日増。（9月7日（日）分は振替休業日をとる。） ・ 第3学年は、卒業式が3月19日（木）のため3日減。 ・ 夏季休業日 7月26日（土）から8月27日（水）とする。 ・ 開校記念日 5月10日（土）を授業日とする。 ・ 振替休業日を取らない土曜授業を設ける。 4月26日、5月10日、7月5日、11月1日、12月13日、1月10日、2月7日、3月7日 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

区 分		学 年		
		1	2	3
各 教 科	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語（英 語）	140	140	140
	小 計	895	875	875
特別の教科 道徳		35	35	35
総合的な学習の時間		50(10)	70(10)	70(16)
特別活動(学級活動)		35	35	35
総 計		1015(10)	1015(10)	1015(16)

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	3	3	3
学校行事	61	61	55
学級・学年の裁量の時間	7	8	8

イ 1単位時間

- 授業の1単位時間は50分とする。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

- 第3学年は9月8日（月）に修学旅行のため、2時間増。
- 第2学年は9月10日（水）に職場体験のため、1時間増。
- 年間7回、月曜日の5校時に授業を行う。
5月12日（月）、5月26日（月）、6月23日（月）、9月22日（月）、10月6日（月）、11月10日（月）、2月16日（月）

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

- 第1学年では、夏季休業中に総合的な学習の時間の『郷土八王子を知る』に6時間、『上級学校の種類』の調査活動に4時間取り組む。
- 第2学年では、夏季休業中に総合的な学習の時間の『八王子で実践できるSDGs』に6時間、『各上級学校の特徴』の調査活動に4時間取り組む。
- 第3学年では、夏季休業中に総合的な学習の時間の『八王子のよさを地域へ、未来へ』に10時間、『自らの進路を見据えた上級学校』の調査活動に6時間取り組む。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- 毎日、朝学活前の10分間を使って読書する。
- 月曜日と水曜日の放課後に補習教室を行う。
- 夏季休業中に補習教室を実施する。

カ その他